

令和8年度あさみゅー広報キャラバン等業務に係る公募型プロポーザル募集要領

この要領は、令和8年度あさみゅー広報キャラバン等業務を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、受託事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和8年度あさみゅー広報キャラバン等業務

2 業務目的

一乗谷の歴史的価値や一乗谷朝倉氏遺跡博物館の魅力などを県外に広く周知することにより、認知度向上と誘客拡大を図ることを目的とする。

3 業務内容

(1) 委託業務の内容

「令和8年度あさみゅー広報キャラバン等業務仕様書」のとおり

(2) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

(3) 提案上限額

金3,802,000円（消費税および地方消費税を含む。）

4 参加資格

この企画提案に応募できる者は、次の要件の全てを満たすこととする。

(1) 福井県内に本社または主たる営業所を有する者であること。

(2) 福井県財務規則（昭和39年4月1日福井県規則第11号）第146条に規定する競争入札参加資格を有すると認められた者であること。

ただし、競争入札参加資格を有していない場合においても、本県に対して地方自治法施行令第167条の5および福井県財務規則第146条に規定する競争入札参加資格審査に関する申請を提出済みであれば、当該項目について参加資格を有するものとして取り扱うこととし、競争入札参加資格審査の結果、資格がないと認められた時点において本件に関する参加資格を喪失するものとする。

※競争入札参加資格審査申請書様式は、福井県会計局会計課のホームページからダウンロードできる。

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kaikei/sinsei.html>

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(4) 参加資格認定の日において、現に福井県の指名停止措置を受けているものでな

いこと。

- (5) 参加資格認定の日において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (6) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税について未納のない者であること。
- (7) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者。
 - エ 役員等が暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者。
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (8) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）および宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと。
- (9) 過去3年間において、団体の事業等において、刑法等の重大な法令に違反して処罰を受けていないこと。

5 参加資格の認定手続き等

(1) 申請方法

参加を希望する事業者は、次のとおり申請し、参加資格の認定を受けなければならない。なお、期限までに書類を提出しない者、または参加資格がないと認められた者は、企画提案書を提出することができない。

(2) 提出書類

- ・参加資格認定申請書（様式第1号）
- ・会社概要書（任意様式）または会社案内等のパンフレット
- ・福井県競争入札参加資格決定通知書の写しまたは競争入札参加資格審査申請書の

写し

- ・過去の同種案件の受託実績がわかるもの（契約書の写し等）
- ・直近2期分の決算報告書の写し
- ・4参加資格（6）について、滞納がない旨の証明書

※提出後における資料の追加および変更は認めない。

※電子メールで提出する場合、11の担当窓口で電話で受信確認を行うこと。

(3) 提出期限

令和8年6月16日（火）17時（必着）

(4) 参加資格の認定結果の通知

参加資格の認定結果は、申請を受け付けた日から3日以内（土日を除く）に申請者に書面（電子メール）により通知する。

6 委託業務に関する質問事項

(1) 委託業務に関する質問事項については、令和8年6月16日（火）17時までに「質問書」（様式第2号）を、電子メールにより、11の担当窓口へ提出すること。

※送信後に、11の担当窓口で電話で受信確認を行うこと。

※電話での質問は受け付けない。

※評価等に影響を及ぼす恐れがある質問は受け付けない。

(2) 質問に対する回答は、電子メールにより、参加資格認定者全員に回答する。

7 企画提案書の提出

(1) 提出方法

参加資格があると認められた事業者は、企画提案書を作成し、郵送または電子メールにより、11の担当窓口へ提出すること。なお、参加資格の認定を受けた者で期限までに企画提案書の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

(2) 提出期限

令和8年6月23日（火）17時（必着）

(3) 提出書類

以下について、企画提案に関する資料（任意様式）を提出すること。

- ・企画提案書
- ・業務実施体制
- ・配置予定者の経歴および実績
- ・見積書

※提出後における資料の追加および変更は認めない。

※郵送の場合、各資料4部のほか電子データ（CD・DVD等に格納）も提出すること。

※電子メールで提出する場合、11の担当窓口で電話で受信確認を行うこと。

◎企画提案に関する資料の作成に係る留意事項および提案内容

項目	留意事項および提案内容
企画提案書	仕様書に基づき以下のとおり企画提案書を作成すること。 (1) 広報キャラバン業務 ア 実施方針・内容 イ 活動計画 (2) ノベルティ制作業務 ア 実施方針 イ 制作物 (3) 特別展開催に係る広報業務 ア 実施方針・内容
業務実施体制	・本業務を実施するための体制図を作成すること。また、配置予定の各責任者については企業名や実施担当業務等を記載すること。 ・「配置予定者の経歴および実績」の記載事項と整合を図ること。
配置予定者の経歴および実績	本業務遂行にあたって、配置される予定の各責任者および担当者について、所有資格、業務経験を記載すること。
見積書	本業務に係る経費の見積額を記載すること。

8 受託者の選定および結果発表等

(1) 選定方法

企画提案書を提出した者（以下、「提案者」という。）によるプレゼンテーションを実施し、別途設置する審査委員会において企画提案書および提案価格（見積価格）の審査を行い、評価点数の総合得点により、最優秀企画提案者（受託予定事業者）を選定する。評価基準は、募集要領による。

※プレゼンテーションは令和8年6月下旬を予定している。詳細は提案者に別途通知する。

(2) 評価基準

- ①業務の目的・内容の理解
- ②事業の内容、実施方針
- ③実施体制、実施スケジュール
- ④広報キャラバン業務（実施方針・内容、活動計画、ターゲット、出展イベント）
- ⑤ノベルティ制作業務（実施方針、制作物）
- ⑥特別展開催に係る広報業務（実施方針・内容）

(3) 選定結果の通知

審査委員会による選定後、速やかにすべての提案者に書面（電子メール）で選定結

果を通知する。なお、審査経過については公表せず、審査結果の異議申し立ては受け付けない。

9 契約

(1) 契約の締結

最優秀企画提案者（受託予定事業者）と企画提案書等をもとに協議し、協議が整った場合に契約を締結する。この協議の際、仕様書および提出された企画提案書の内容・経費を一部変更する場合がある。

(2) 契約書・契約保証金等

福井県財務規則のほか関係法令等の定めるところによる。

(3) 契約締結の取消し

次の場合には、契約締結を取り消す場合がある。

ア 受託予定事業者が、契約の締結に応じないとき。

イ 受託予定事業者の財政状況悪化等により、業務履行が確実でない恐れがあるとき。

ウ 契約締結までに、2に定める参加資格の要件を満たさなくなったとき。

エ その他、受託予定事業者の社会的信用を損なう行為等により、業務委託が不可能または不相当となるような事情が生じたとき。

10 その他

(1) 企画提案書等提出後は、原則として企画提案書に記載された内容の変更を認めない。また、企画提案書に記載した本業務の配置予定責任者等は、原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職などのやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の責任者等であることとし、福井県の了解を得なければならない。

(2) 提出期限までに企画提案書が到達しなかった場合は、いかなる理由をもっても企画競争に参加できない。

(3) 審査を行う際など、企画提案書等を必要な範囲において複製することがある。

(4) 提出された企画提案書は、当該企画提案者に無断で2次的な使用は行わない。

(5) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、提出された企画提案書等を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行う場合がある。

(6) 企画提案書等提出書類の作成およびプレゼンテーションに要する経費については、全て提案者の負担とする。

(7) 業務の実施に当たって必要な打ち合わせに係る経費や郵送費、報告書の作成等に係る経費等は契約金額に含まれることとし、参考見積にはそれらの経費を盛り込んで提案すること。

(8) 提出された企画提案書等は返却しない。

(9) 成果物に関する権利は、受託者の固有の知識及び技術を除き、全て福井県に帰属する。

(10) 事業実施に係る物品等の調達については、地域の活性化の観点を考慮すること。

- (11) 提案に当たって、著作権等第三者の権利にかかわるものの使用については、提案者の責任において処理すること。
- (12) その他、不明な点（本業務に関する質問以外）については、11の担当窓口へ照会すること。
- (13) 参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第3号）を令和8年6月23日（火）17時までに11の担当窓口へ、郵送または電子メールにより提出すること。

1.1 担当窓口（書類の提出先および問い合わせ先）

福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館 利用サービス室

〒910-2151 福井市安波賀中島町8-10

電話：0776-41-7700（8:30～17:15）

FAX：0776-41-7701

電子メール：asakura@pref.fukui.lg.jp

1.2 スケジュール

- (1) 公告・資料の配付 令和8年6月2日（火）～6月16日（火）
- (2) 参加資格認定申請の期限 令和8年6月16日（火）17時
- (3) 参加資格認定結果の通知 申請を受け付けた日から3日以内（土日を除く）
- (4) 質問書の提出期限 令和8年6月16日（火）17時
- (5) 企画提案書の提出期限 令和8年6月23日（火）17時
- (6) 審査委員会（プレゼンテーション・審査） 令和8年6月下旬 予定
- (7) 審査結果の通知 決定後速やかに通知